

令和元年第3回定例会（9月議会）

福祉環境委員会提出資料

—— 所管事項関係 ——

令和元年9月18日

健康福祉部

目 次

◎ 所管事項関係

委員会共通資料【別冊】

- 1 第三セクターの令和元年度経営評価について
- 2 令和元年度政策等の評価の実施状況について

1 健康福祉部所管の各計画の策定等について

- ・ 令和元年度に策定する各計画の計画期間について 1
- ・ 第3期秋田県ひとり親家庭等自立促進計画（地域・家庭福祉課） 2
- ・ 第5期秋田県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画
（地域・家庭福祉課） 3
- ・ 秋田県社会的養育推進計画（地域・家庭福祉課） 4
- ・ 秋田県再犯防止推進計画（地域・家庭福祉課） 6
- ・ 秋田県母子保健計画（保健・疾病対策課） 7
- ・ 秋田県医療保健福祉計画
秋田県外来医療計画（医務薬事課） 8
秋田県医師確保計画（医療人材対策室） 9

2 地方独立行政法人秋田県立療育機構の第3期中期目標（素案）について

- （障害福祉課） 10

令和元年度に策定する各計画の計画期間について

健康福祉部

No.	計画名	担当課室	区分	H25	26	27	28	29	30	R1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
1	第3期秋田県ひとり親家庭等自立促進計画	地域・家庭福祉課	策定						△	○					○					
2	第5期秋田県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画	地域・家庭福祉課	策定							○					○					
3	秋田県社会的養育推進計画	地域・家庭福祉課	策定							○					△					○
4	秋田県再犯防止推進計画	地域・家庭福祉課	策定							○					○					
5	秋田県母子保健計画	保健・疾病対策課	策定							○					○					
	秋田県医療保健福祉計画										△			○						
6	(秋田県外来医療計画)	医務薬事課	策定							○				○						
7	(秋田県医師確保計画)	医療人材対策室								○				○						

凡例: は現計画の計画期間。 は今年度策定する計画の計画期間。

○=策定、△=改定

一

健康福祉部所管の各計画の策定等について

		課室名	地域・家庭福祉課
計 画 名	<p>第3期秋田県ひとり親家庭等自立促進計画 計画期間：令和2年度～6年度（5年間） 根拠法令：母子及び父子並びに寡婦福祉法</p>		
計 画 の 概 要	策 定 の 趣 旨	ひとり親家庭は、厳しい経済状況を背景として、住居、収入、子どもの養育等様々な困難に直面することから、その生活の安定と向上のための施策が総合的に展開され効果的に機能するよう、施策の基本となるべき事項等を定めた計画を策定する。	
	基本理念・方針	「きめ細やかな福祉サービスの展開」と「自立支援」に主眼を置き、生活支援策、就業支援策、養育費確保策、経済的支援策を総合的に展開し、ひとり親家庭が、自立して安定した生活ができるよう支援する。	
	主な施策の構成案	<p>○子育て・生活支援策の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な保育サービスの提供や生活の場の確保の推進 ・家事、育児に困ったときに迅速に対応できる子育て支援サービスの充実 ・貧困の世代間連鎖の解消に向けた子どもの貧困対策の推進 <p>○就職支援策の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就業情報の提供や資格取得、職業訓練等に対する支援 ・就業機会創出に向けた事業主に対する啓発等 <p>○経済的支援の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子父子寡婦福祉資金貸付金や児童扶養手当の活用推進 <p>○養育費確保の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談・情報提供体制の充実、広報・啓発の促進 <p>○相談体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉事務所等の相談担当者の資質向上に向けた研修の実施 ・ひとり親になる前や直後の相談・情報提供の充実 	
策定のポイント	「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」の考え方や留意点を踏まえて策定する。		
検 討 事 項 ・ スケジュール	<p>令和元年 7月 ・ 第1回計画策定委員会（現状・方向性） 11月 ・ 第2回計画策定委員会（素案） 12月 ・ 県議会福祉環境委員会への説明（素案） ・ パブリックコメントの実施 令和2年 2月 ・ 県議会福祉環境委員会への説明（計画案） 3月 ・ 第3回計画策定委員会（計画案） ・ 計画策定</p>		

健康福祉部所管の各計画の策定等について

		課室名	地域・家庭福祉課
計 画 名	第5期秋田県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画 計画期間：令和2年度～6年度（5年間） 根拠法令：配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律		
計 画 の 概 要	策 定 の 趣 旨	人権擁護と男女平等の実現を図るため、本県における配偶者からの暴力の防止及び被害者保護のための施策の実施に関する基本計画として策定する。	
	基本理念・方針	DV防止に関する取組の裾野を広げ、効果的に進めていくため、これまで以上に地域における支援の充実と民間支援団体等との連携に力を入れ、DVを許さない社会の形成を目指す。	
	主な施策の構成案	<p>○暴力の防止及び抑止に向けた取組の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な啓発と人権教育の強化 ・加害者対策の推進 <p>○被害者の相談・保護体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発見・情報提供・通報に関する取組の促進 ・相談・支援の推進 ・市町村（地域）における取組の強化 ・迅速で安全な保護体制の推進 ・同伴児童への支援の充実 <p>○被害者の自立支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活基盤を整えるための支援の促進 ・心の回復支援の促進 <p>○関係機関の連携強化と研修等による資質向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関の連携強化による取組の推進 （DV対応と児童虐待対応との連携強化、広域な連携・民間支援団体との連携強化、精神保健福祉センターとの連携等） ・研修等による資質向上と安全確保 （相談担当者研修等の充実等） 	
策定のポイント	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」の考え方や留意点を踏まえて策定する。		
検討事項・スケジュール	令和元年10月 ・第1回計画策定委員会（現状・方向性） 11月 ・第2回計画策定委員会（素案） 12月 ・県議会福祉環境委員会への説明 ・パブリックコメントの実施 令和2年 2月 ・県議会福祉環境委員会への説明（計画案） 3月 ・第3回計画策定委員会（計画案） ・計画策定		

健康福祉部所管の各計画の策定等について

		課室名	地域・家庭福祉課
計 画 名	<p>秋田県社会的養育推進計画 計画期間：令和2年度～11年度（10年間） 根拠法令：「都道府県社会的養育推進計画」の策定について （平成30年7月6日子発0706第1号厚生労働省子ども家庭局長通知）</p>		
計 画 の 概 要	策定の趣旨	<p>平成28年6月の児童福祉法改正において「家庭養育優先原則」の理念が明確化されたことを受けて、平成27年3月に策定した秋田県家庭的養護推進計画を全面的に見直し、家庭で養育することが困難な子どもたちに対し、本県が取り組むべき社会的養育の考え方やあり方を定めた秋田県社会的養育推進計画を新たに策定する。</p>	
	基本理念・方針	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭養育優先原則の徹底に向けて、市町村相談支援体制の整備を推進するとともに、里親等への委託など家庭養護及び家庭的養護の推進を図る。 ・子どもの権利擁護の観点から、子どもの意見を酌み取る方策についての取組を進める。 	
	主な施策の構成案	<ul style="list-style-type: none"> ○当事者である子どもの権利擁護 <ul style="list-style-type: none"> ・定期的なアンケート等の実施による子どもからの意見聴取と処遇への反映 ○市町村の子ども家庭支援体制の構築等 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村相談支援体制の整備推進 （子ども家庭総合支援拠点及び子育て包括支援センターの設置促進等） ○里親等への委託の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・里親の確保と資質の向上、子どもの意見尊重と保護者の理解促進 （里親支援機関事業及び施設入所児童家庭生活体験事業の実施等） ○特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・養育者がいない、養育が望めない子ども等の場合の積極的な検討 ○施設の小規模・地域分散化、高機能化・多機能化、機能転換 <ul style="list-style-type: none"> ・少人数の生活単位実現、施設機能を生かした地域支援、児童減少を見据えた運営 （フォスタリング（里親養育包括支援）機関事業の新設、児童家庭支援センターの開設検討等） ○一時保護改革 <ul style="list-style-type: none"> ・一時保護委託の検討と一時保護期間の短縮化 ○社会的養護自立支援の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・施設退所者の実態把握や相談援助の充実及び支援方法等の検討 ○児童相談所の強化等 <ul style="list-style-type: none"> ・新複合化相談施設開設や関係機関との連携等による体制強化 	
策定のポイント	<p>「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」の考え方や留意点を踏まえて策定する。</p>		
検討事項・スケジュール	<p>令和元年4～8月 ・計画策定委員会を4回開催 9月 ・県議会福祉環境委員会への説明（素案） 10月 ・パブリックコメントの実施 11月 ・第5回計画策定委員会（計画案提示） 12月 ・県議会福祉環境委員会への説明（計画案） 令和2年 1月 ・第6回計画策定委員会（計画案） ・計画策定</p>		

秋田県社会的養育推進計画（素案）の概要

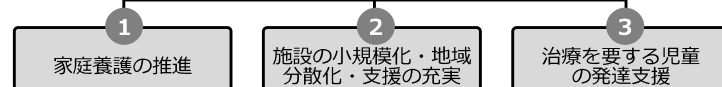
地域・家庭福祉課

計画策定の趣旨

- 平成28年6月：児童福祉法等の一部を改正する法律
 - 「家庭養育優先原則」の理念が明確化
- 平成29年8月：新しい社会的養育ビジョン
 - 改正児童福祉法の理念の具体化、改革の工程等の提言
- 平成30年7月：都道府県社会的養育推進計画の策定要領
 - 平成27年3月に策定した秋田県家庭的養護推進計画を全面的に見直し、新たな計画を策定

秋田県家庭的養護推進計画(H27.3策定)

基本目標「社会的養護を必要とする子どもたちの養育環境の質の向上」



令和11年度：施設、グループホーム、里親等の割合を三分の一ずつ(33%)に里親等委託率【R元】12%⇒【R6】20%⇒【R11】33%

本県の現状(H31.3.31現在)

○施設養護	本体施設	161人 (78.5%)
	グループホーム	19人 (9.3%)
○家庭養護	里親等委託	25人 (12.2%)
※全国比較が可能なH29末で9.6% (69/69位)		
●H26.4.1現在		
○施設養護	本体施設	185人 (81.9%)
	グループホーム	27人 (11.9%)
○家庭養護	里親等委託	14人 (6.2%)



秋田県社会的養育推進計画(R元、策定)

基本方針「家庭養育優先原則の徹底と子どもの権利擁護」

全ての子どもが、児童の権利に関する条約にのっとり
適切に養育され、生活を保障され、愛され、
保護され、心身の健やかな成長と発達等が
保障された家庭の中で健やかに育つ

家庭での養育が困難または適当でない場合
子どもたちの最善の利益を図る

- ① 当事者である子どもの権利擁護の取組
- ② 市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組
- ③ 里親等への委託の推進に向けた取組
- ④ 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組
- ⑤ 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
- ⑥ 一時保護改革に向けた取組
- ⑦ 社会的養護自立支援の推進に向けた取組
- ⑧ 児童相談所の強化等に向けた取組

計画期間

- 令和2(2020)年度から令和11(2029)年度までの10年間
 - 前期5年：令和2(2020)～6年度(2024)
 - 後期5年：令和7(2025)～11年度(2029)

計画の推進

- 計画の進捗状況は、毎年度、検証し、秋田県社会福祉審議会児童福祉専門分科会家庭福祉部に検証結果を報告
- 必要な場合、中間年を目安として計画を見直す

計画策定スケジュール

- 計画策定委員会を4～8月の間に4回開催し、意見を計画に反映
- 今後、10月にパブリックコメントを実施し、11月の策定委員会で意見を再聴取後、12月に県議会に説明した上で、1月の策定委員会で計画を決定

計画の8つの取組内容と評価指標

① 当事者である子どもの権利擁護

定期的なアンケート等の実施による子どもからの意見聴取と処遇への反映

- (1) 児童相談所・児童養護施設の意見箱の活用促進
- (2) 児童相談所・児童養護施設入所後の定期的なアンケートの実施
- (3) 研修による児童相談所・施設職員の資質向上

●評価指標【定期的なアンケート実施施設数】
【H30】0⇒【R6】4児童養護施設⇒【R11】4児童養護施設

② 市町村の子ども家庭支援体制の構築等

市町村相談支援体制の整備推進

- (1) 子ども家庭総合支援拠点及び子育て包括支援センターの設置促進
- (2) 母子生活支援施設の活用促進等関係機関と連携した支援強化
- (3) 児童家庭支援センターの開設検討

●評価指標【子ども家庭総合支援拠点実施数】
【H30(H31.4.1現在)】2市⇒【R6】25市町村⇒【R11】25市町村

③ 里親等への委託の推進

里親の確保と資質の向上、子どもの意見尊重と保護者の理解促進

- (1) 里親支援機関事業及び施設入所児童家庭生活体験事業の実施
- (2) 里親制度普及説明会及び里親制度地域セミナー等の実施
- (3) フォスタリング（里親養育包括支援）機関事業の新設
- (4) 子育て世代への情報提供

●評価指標【里親等委託率】
【H30】12.2%⇒【R6】26.0%⇒【R11】40.0%

④ 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築

養育者がいない、養育が望めない子ども等の場合の積極的な検討

- (1) 民法等の一部を改正する法律の成立に伴う制度の利用促進
- (2) 他県の民間あっせん機関の情報提供

●評価指標【児童相談所が関与した特別養子縁組成立数】
【H30】1組⇒【R6】5組⇒【R11】5組

⑤ 施設の小規模・地域分散化、高機能化・多機能化、機能転換

少人数の生活単位実現、施設機能を生かした地域支援、児童減少を見据えた運営

- (1) フォスタリング（里親養育包括支援）機関事業の新設（再掲）
- (2) 児童家庭支援センターの開設検討（再掲）
- (3) 乳児院・児童養護施設の小規模・地域分散化、高機能化・多機能化、機能転換
- (4) 母子生活支援施設の多機能化

●評価指標【多機能化した乳児院・児童養護施設・母子生活支援施設】
【H30】0⇒【R6】6施設⇒【R11】6施設

⑥ 一時保護改革

一時保護委託の検討と一時保護期間の短縮化

- (1) 子どもの生活環境の継続に向けた一時保護委託の活用
- (2) 一時保護専用施設の整備検討
- (3) 一時保護時の援助方針決定の迅速化と各種診断の効率的な実施
- (4) 30日を超える一時保護の解消

●評価指標【一時保護期間の平均日数】
【H28】42.2日⇒【R6】33.7日⇒【R11】27.0日

⑦ 社会的養護自立支援の推進

施設退所者の実態把握や相談援助の充実及び支援方法等の検討

- (1) 社会的養護自立支援事業及び就学者自立生活補助事業による支援の検討
- (2) 分型型自活訓練事業及び社会復帰等自立促進事業による支援の検討

●評価指標【自立援助ホームの入居者数】
【H30】1人⇒【R6】未定⇒【R11】未定 ※数値は今後、策定予定

⑧ 児童相談所の強化等

新複合化相談施設開設や関係機関との連携等による体制強化

- (1) 新複合化相談施設による機能強化・合理化と児童福祉司等の増員
- (2) 秋田市が児童相談所設置を検討する際の情報提供と支援策の検討

●評価指標【児童相談所の児童福祉司数】
【H30】国の配置基準⇒【R6】国の配置基準⇒【R11】国の配置基準

健康福祉部所管の各計画の策定等について

		課室名	地域・家庭福祉課
計 画 名	秋田県再犯防止推進計画 計画期間：令和2年度～6年度（5年間） 根拠法令：再犯の防止等の推進に関する法律		
計 画 の 概 要	策 定 の 趣 旨	犯罪や非行をした人が、安定した仕事や住居、居場所を確保するなどし、円滑に社会復帰できるよう、再犯の防止体制を総合的かつ計画的に確保するための県が取り組むべき事項等を定めた計画を策定する。	
	基本理念・方針	犯罪をした人等が、社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることを支援することで、県民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指す。	
	主な施策の構成案	<ul style="list-style-type: none"> ○国・県・民間団体等による連携体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・再犯防止推進協議会等によるネットワークの構築 ○就労と居場所の確保による支援 <ul style="list-style-type: none"> ・就労の確保 (就職・就労定着支援、民間雇用主の開拓・支援等) ・居場所の確保 (県営住宅の提供やセーフティネット住宅の登録促進、見守り支援団体への支援等) ○保健医療・福祉サービスの提供による支援 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者・障害を有する人への支援 (地域生活定着支援センターの機能強化、国関係機関と福祉分野との連携強化等) ・薬物依存を有する人への支援 (薬物依存からの離脱支援、保護観察所等との連携、民間団体への支援、啓発キャンペーンの実施等) ○学校等と連携した修学支援と非行防止等の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の非行の未然防止 ・非行少年に対する立ち直り支援 ○民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・民間協力者の活動促進 ・広報・啓発活動の推進 (社会を明るくする運動の推進等) 	
策定のポイント	国や県・市町村、民間団体の適切な役割分担を踏まえた計画を策定する。 <ul style="list-style-type: none"> ・国 …………… 法務関係機関等による矯正や更生保護の取組等 ・県・市町村 … 地域における行政サービスの提供等 ・民間団体 … 更生支援の提供等 		
検討事項・スケジュール	令和元年 7月 ・第1回再犯防止推進協議会（現状・方向性） 11月 ・第2回再犯防止推進協議会（素案） 12月 ・県議会福祉環境委員会への説明（素案） ・パブリックコメントの実施 令和2年 2月 ・県議会福祉環境委員会への説明（計画案） 3月 ・第3回再犯防止推進協議会（計画案） ・計画策定		

健康福祉部所管の各計画の策定等について

		課室名	保健・疾病対策課
計 画 名	<p>秋田県母子保健計画</p> <p>計画期間：令和2年度～令和6年度（5年間）</p> <p>根拠法令：母子保健計画策定指針（平成8年5月1日厚生省通知）</p> <p>※平成27年度より、次世代育成支援対策推進法に基づく「すこやかあきた夢っ子プラン」（次世代・女性活躍支援課）に包含された。</p>		
計 画 の 概 要	策 定 の 趣 旨	<p>少子化に伴い子育て環境が変化する中で、安心して子どもを産み、子どもがより健やかに育まれるためには、医療や福祉、教育等の諸政策との地域での連携のもと、切れ目なく母子保健サービスが提供されることが重要である。</p> <p>母子保健に関する効果的な施策を総合的に推進し、妊娠、出産、その他子育てに関する現状分析と今後の望ましい方向性について検討を加え、地域の母子の健康や生活環境の向上を図るための体制の確立や効果的な母子保健施策の推進に資するため、本計画を策定する。</p>	
	基本理念・方針	<p>すべての子どもが健やかに育つ社会に向かって、地域や家庭環境等の違いに関わらず、同じ水準の母子保健サービスが受けられることを目指す。</p>	
	主な施策の構成案	<p>○母子保健対策の充実</p> <p>①妊産婦・乳幼児への切れ目ない保健対策と不妊への支援</p> <p>②学童期・思春期から成人期に向けた保健対策</p> <p>③子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり</p> <p>④育児に困難を抱える親への支援</p> <p>⑤妊娠期からの児童虐待防止対策</p>	
策定のポイント	<p>県内の母子保健の全体像を把握するだけでなく、市町村間の健康格差の状況、全国の母子保健との比較等、広域かつ専門的な視野に立って県内の課題を把握する。</p>		
検 討 事 項 ・ スケジュール	<p>令和元年 5月 ・ 第1回児童福祉専門分科会子ども・子育て部会</p> <p>8月 ・ 第2回児童福祉専門分科会子ども・子育て部会（骨子案の検討）</p> <p>9月 ・ 県議会への説明</p> <p>11月 ・ 第3回児童福祉専門分科会子ども・子育て部会（素案の決定）</p> <p>12月 ・ 県議会への説明</p> <p>令和2年 1月 ・ パブリックコメントの実施</p> <p>2月 ・ 第4回児童福祉専門分科会子ども・子育て部会（最終案の決定）</p> <p>・ 県議会への説明</p> <p>3月 ・ 計画策定</p>		

健康福祉部所管の各計画の策定等について

		課室名	医務薬事課
計 画 名	<p>秋田県外来医療計画 計画期間：令和2年度～5年度（4年間） 根拠法令：医療法</p>		
計 画 の 概 要	策 定 の 趣 旨	<p>平成30年7月の医療法の一部改正により、各都道府県は、医療計画中に「外来医療提供体制の確保に関する事項」（以下「外来医療計画」という。）を策定する必要がある。</p>	
	基本理念・方針	<p>診療所の開設が都市部に集中している状況を踏まえ、地域内の外来医療機能に関する情報を可視化して、新規開業者に情報提供するとともに、診療所で外来診療する医師が多数いる地域（以下「外来医師多数区域」という。）においては、新規開業者に対し地域で不足している外来医療機能を担うよう求めること等により、新規開業者の行動変容を促し、地域偏在の是正につなげる。</p>	
	主な記載事項	<p>国から公表された外来医師偏在指標によると、本県の8つの二次医療圏は、「外来医師多数区域」に該当しないことから、地域で不足している外来医療機能などの事項を盛り込むこととする。</p> <p>○外来医療提供体制の確保 ①外来医師偏在指標の定め ②地域で不足している外来医療機能の分析、課題設定 ③医療機関のマッピングに関する情報など、開業等に当たって参考となる情報</p> <p>○医療機器の効率的な活用 ①医療機器※1の配置状況に関する情報 ②医療機器の保有状況に関する情報 ③医療圏毎の共同利用の方針 ④共同利用計画※2の記載事項とチェックのためのプロセス</p> <p>※1（対象機器） CT、MRI、PET、リニアック及びガンマナイフ、マンモグラフィ ※2（共同利用計画） 外来医療を行っている病院・診療所が新たに医療機器を購入する時、共同利用の相手方となる医療機関や対象機器、画像診断情報の提供に関する方針などを記載</p>	
策定のポイント	<p>地域で不足している外来医療機能の課題については、各地域で開催している地域医療構想調整会議の場を活用し、郡市医師会や病院などの医療関係者のみならず、介護事業者や市町村などの関係者と協議を行っている。</p>		
検討事項・スケジュール	<p>令和元年 7月 ・医療審議会医療計画部会（骨子案） 7月～ ・令和元年度秋田県地域医療構想調整会議 12月 ・医療審議会医療計画部会（素案） ・県議会福祉環境委員会への説明（素案） 令和2年 1月 ・パブリックコメントの実施、関係団体への意見聴取 2月 ・医療審議会医療計画部会（計画案） ・県議会福祉環境委員会への説明（計画案） 3月 ・医療審議会（計画案） ・計画策定</p>		

健康福祉部所管の各計画の策定等について

		課室名	医療人材対策室
計 画 名	<p>秋田県医師確保計画 計画期間：令和2年度～5年度（4年間） 根拠法令：医療法</p>		
計 画 の 概 要	策 定 の 趣 旨	<p>平成30年7月の医療法の一部改正により、各都道府県は、医療計画中に「医師の確保に関する事項」（医師確保計画）を策定する必要がある。</p>	
	基本理念・方針	<p>全国ベースで医師の多寡を統一的・客観的に比較・評価することができる「医師偏在指標」により全国の二次医療圏及び三次医療圏を医師多数区域（都道府県）と医師少数区域（県）に区分し、医師少数県である本県においては、目標医師数や目標を達成するための施策等を当該計画に定め、重点的な支援の下に取組を行うことで医師の増加を図るとともに、地域偏在の是正につなげる。</p>	
	主な記載事項	<p>○医師確保の方針 ・医師の増加と地域偏在の是正</p> <p>○目標医師数 ・3年（初回のみ4年）の計画期間中に、医師少数区域（県）が医師偏在指標の下位33.3%の水準（計画策定時）を脱するために要する医師数を目標とする。</p> <p>○目標を達成するための施策 ・短期的な施策：医師の派遣調整、キャリア形成プログラムの策定・運用 ・長期的な施策：医学部における地域枠・地元出身者枠の設定 ・その他の施策：勤務環境改善支援、寄附講座の設置 など</p> <p>※ 「医師偏在指標」とは、人口10万対医師数をベースに、住民の年齢・性別から導き出される受療率、医師の年齢・性別から推定される労働時間、患者の流出入状況などのデータを基に算出したものである。</p>	
策定のポイント	<p>本県では、全国に先駆けて策定した「医師不足・偏在改善計画」（平成24年度～）を叩き台とし、その事業成果等を検証しながら、医師偏在指標の全国比較から導かれる目標医師数の達成に向け、秋田大学、医師会、医療関係者等の意見を反映させて具体的な施策を定める。</p>		
検討事項・スケジュール	<p>令和元年 7月 ・地域医療対策協議会での計画概要等の説明 8月 ・第1回医師確保計画策定部会 10月 ・第2回医師確保計画策定部会 11月 ・地域医療対策協議会（素案） 12月 ・県議会福祉環境委員会への説明（素案） ・パブリックコメントの実施</p> <p>令和2年 1月 ・第3回医師確保計画策定部会（計画案） 2月 ・県議会福祉環境委員会への説明（計画案） 3月 ・地域医療対策協議会での審議（計画案） ・医療審議会（計画案） ・計画策定</p>		

地方独立行政法人秋田県立療育機構 第3期中期目標(素案)の概要

障害福祉課

中期目標の策定の目的

平成22年4月1日に県が設立した地方独立行政法人秋田県立療育機構の第2期中期目標の期間が、令和元年度末で終了することに伴い、地方独立行政法人法に基づき、新たな第3期中期目標を策定する。

〔第1〕第3期中期目標の期間

令和2年4月1日～令和7年3月31日

第3期中期目標の課題

- ・発達障害に係る相談体制の充実
- ・空床を利用した事業の充実
- ・災害等への万全な備え
- ・医療的ケア児に係る支援者の養成
- ・ニーズが多いリハビリテーションへの対応

第2期中期目標の概要及び実績

第3期中期目標の取組

中期目標の事項及び内容	取組実績	課題への対応等																								
<p>〔第2〕 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 質の高い療育の提供 2 地域療育への貢献 3 ライフステージに応じた総合相談 4 発達障害児・者への支援 	<p>・中核的療育機関として、療育従事者の専門性の向上を図り、地域と連携してきめ細かな療育を提供している。</p> <p>・本人及び保護者等からの様々な相談に応じるとともに、発達障害児・者への様々な支援を行っている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H30</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新患受付数(実人数)</td> <td>606人</td> <td>627人</td> <td>21人</td> </tr> <tr> <td>外来患者数(延べ人数)</td> <td>33,223人</td> <td>34,559人</td> <td>1,336人</td> </tr> <tr> <td>入院患者数(延べ人数)</td> <td>828人</td> <td>833人</td> <td>5人</td> </tr> <tr> <td>リハビリテーション(延べ人数)</td> <td>29,323人</td> <td>27,394人</td> <td>▲1,929人</td> </tr> <tr> <td>発達障害者支援センター(相談件数)</td> <td>2,130件</td> <td>2,395件</td> <td>265件</td> </tr> </tbody> </table> <p>※リハビリテーションの減は、若年退職による欠員のため。</p>		H27	H30	増減	新患受付数(実人数)	606人	627人	21人	外来患者数(延べ人数)	33,223人	34,559人	1,336人	入院患者数(延べ人数)	828人	833人	5人	リハビリテーション(延べ人数)	29,323人	27,394人	▲1,929人	発達障害者支援センター(相談件数)	2,130件	2,395件	265件	<p>・引き続き第2期中期目標の事項に取り組むほか、障害者が地域で安心して暮らすことのできる体制整備の推進など、取り巻く環境の変化に柔軟に対応する。</p> <p>・発達障害相談の増加、医療的ケア児の地域生活支援等、ニーズの変化に対応する。</p>
	H27	H30	増減																							
新患受付数(実人数)	606人	627人	21人																							
外来患者数(延べ人数)	33,223人	34,559人	1,336人																							
入院患者数(延べ人数)	828人	833人	5人																							
リハビリテーション(延べ人数)	29,323人	27,394人	▲1,929人																							
発達障害者支援センター(相談件数)	2,130件	2,395件	265件																							
<p>〔第3〕 業務運営の改善及び効率化</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 効率的な運営体制の構築 2 施設経営に携わる事務部門の職員の確保・育成 3 収入の確保、費用の節減 	<p>・運営会議や研修等を通じて効率的な運営体制の構築に努めている。</p> <p>・サービスの充実等により収入の確保に努めている。(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>決算額</th> <th>H27</th> <th>H30</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医業収益(入院・外来・リハビリ)</td> <td>701</td> <td>753</td> <td>52</td> </tr> <tr> <td>福祉収益(短期入所・生活介護等)</td> <td>228</td> <td>213</td> <td>▲15</td> </tr> </tbody> </table>	決算額	H27	H30	増減	医業収益(入院・外来・リハビリ)	701	753	52	福祉収益(短期入所・生活介護等)	228	213	▲15	<p>・引き続き信頼に基づく医療・福祉を提供し、収入の確保を図る。</p> <p>・県民ニーズを踏まえ、空床を利用した事業の充実やニーズが多いリハビリテーションへの対応を図り、収入の確保を図る。</p>												
決算額	H27	H30	増減																							
医業収益(入院・外来・リハビリ)	701	753	52																							
福祉収益(短期入所・生活介護等)	228	213	▲15																							
<p>〔第4〕 財務内容の改善</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一層の経営改革を進めることによる運営費交付金の抑制 	<p>・運営費交付金は中期計画予算内に収めている。(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>運営費交付金(5年間)</th> <th>中期計画予算額</th> <th>中期計画決算見込</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>4,337</td> <td>4,226</td> </tr> </tbody> </table>	運営費交付金(5年間)	中期計画予算額	中期計画決算見込		4,337	4,226	<p>・引き続き第2期中期目標の事項に取り組む。</p> <p>〔追加事項〕 防災・防犯対策の推進</p>																		
運営費交付金(5年間)	中期計画予算額	中期計画決算見込																								
	4,337	4,226																								
<p>〔第5〕 その他業務運営</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 施設及び設備の整備に関する事項 2 人事に関する事項 3 職員の就労環境の整備 	<p>・中期計画に基づきMRI、CT等の医療機器を更新している。</p> <p>・夏期休暇の取得期間の延長、有給休暇の5日取得の義務付け等、働きやすい職場づくりに取り組んだ。</p>	<p>・近年の自然災害、施設での犯罪の発生状況を踏まえ、中期目標に防災・防犯訓練の実施を位置づける。</p>																								

地方独立行政法人秋田県立療育機構第3期中期目標（素案）

地方独立行政法人秋田県立療育機構（以下「療育機構」という。）は、平成22年4月1日の設立以降、「発達に支援が必要な子どもたちに、安全で良質な医療・療育を提供するとともに、乳幼児期から学齢期そして成人期に至るまでライフステージに応じた適切な支援を行うこと」を基本理念に掲げながら、秋田県立医療療育センター（以下「療育センター」という。）を運営してきた。

設立から平成26年度までの第1期中期目標の下では、療育を取り巻く環境や社会情勢の変化、県民ニーズや新たな課題に適切に対応し、専門的で質の高い療育を提供した。

平成27年度から令和元年度までの第2期中期目標の下では、多様化する障害児・者のニーズへの対応、家族も含めた総合的な支援体制の充実、地域の療育関係機関との連携推進や地域の療育体制への積極的な支援など、一層のきめ細かな療育の提供を実施してきた。

令和2年度から令和6年度までの期間においては、第3期ふるさと秋田元気創造プラン、秋田県医療保健福祉計画及び秋田県地域医療構想を踏まえ、障害のある子どもやその家族が、住み慣れた地域で支援を受けながら安心して暮らすことのできる社会の実現に向け、地方独立行政法人制度の特長を生かした弾力的かつ効果的で透明性の高い運営により、引き続き、社会のニーズや新たな課題に対し、迅速かつ的確に対応し、必要とされる療育を継続して提供していく必要がある。

このため、次のとおり第3期中期目標を定めることとし、本県の中核的療育機関として、地域の関係機関と連携を図りながら、乳幼児期から成人期に至るまでライフステージに応じた切れ目のない支援に努め、県民、利用者・家族から信頼される療育センターの運営を期待する。

第1 中期目標の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間とする。

第2 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

療育機構は、療育の提供を行うなど、定款で定める業務に取り組むとともに、その質の向上に努めること。

1 質の高い療育の提供

療育機構は、本県の中核的療育機関として、県民、利用者・家族の視点に立って、より安心して信頼できる療育サービスの提供及び高度な療育サービスの提供に資する調査・研究に努めること。

(1) 疾患、障害、発達に応じたきめ細かな療育の提供

本県の中核的な療育機関として、疾患、障害、発達に応じた高度で専門的な療育サービスを提供すること。また、これに資する調査・研究に努めること。

(2) 療育従事者の確保・育成

高度で専門的な療育を安定的に提供するため、計画的な療育従事者の確保に努めること。

また、研修体制の充実により、専門知識の習得及び専門性の向上を図り、療育従事者の育成に努めること。

(3) 利用者・家族の視点に立った療育サービスの提供

利用者・家族の視点に立ち、療育環境の整備やホスピタリティーの向上を図るとともに、利用者の権利を尊重することにより、信頼される療育サービスを提供すること。

(4) より安心して信頼される療育の提供

医療安全対策や情報セキュリティ対策を徹底すること等により、より安心して信頼される療育を提供すること。

2 地域療育への貢献

地域の関係機関との一層の連携推進及び地域の療育体制への積極的な支援により地域療育に貢献するとともに、療育に関する積極的な情報発信に努めること。

また、地域の療育関係者の人材育成及び県内の療育水準の向上を図ること。

3 ライフステージに応じた総合相談

教育機関等関係機関と連携し、乳幼児期から成人期に至るまで、ライフステージに応じた各種相談に対応し、必要とするサービス情報の提供や利用までのバックアップを行うこと。

4 発達障害児・者への支援

発達支援の拠点としての機能を充実させるとともに、地域における支援に努めること。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

療育機構は、中期目標の達成に向けて、地方独立行政法人制度の特長を生かし、自己決定・自己責任のシステムにより業務運営の改善及び効率化に努めること。

1 効率的な運営体制の構築

療育の安定的な提供、経営改革が図られるよう、効率的な運営体制を構築すること。

2 施設経営に携わる事務部門の職員の確保・育成

業務運営の自律性を高めるため、施設経営に精通した事務部門の職員の確保と育成に努めること。

3 収入の確保、費用の節減

安定的な経営基盤を確立するため、ニーズに応じたサービスの提供等による収入の確保に努めるとともに、費用対効果の考え方にに基づき、創意工夫しながら費用の節減に努めること。

第4 財務内容の改善に関する事項

一層の経営改革を進めることにより、運営費交付金の抑制に資すること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

療育機構は、本県の中核的療育機関として、県民に安心して信頼できる療育を継続して提供できるよう、次の事項を実施すること。

1 施設及び設備の整備に関する事項

施設及び設備整備については、費用対効果、県民の療育需要、療育技術の進展などを総合的に勘案し、計画的に実施すること。

2 防災・防犯対策の推進

災害等における利用者の安全安心を守るため、定期的な防災・防犯訓練を行い、平時からの備えに努めること。

3 人事に関する事項

効率的な業務運営ができるように、職員の適切な配置に努めること。
また、職員の業績・能力評価を的確に反映した人事管理を行うこと。

4 職員の就労環境の整備

多様な勤務形態の導入などにより、職員にとって能力が発揮しやすく、働きやすい環境の整備に努めること。